

## 郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、郡上市（以下、「本市」という。）が実施する「郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託」（以下、「本業務」という。）に係る契約候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 本業務の目的

山岳信仰・白山信仰では、石川・福井・岐阜の3か所から白山へ参詣する道（白山禅定道／文化庁「歴史の道百選」選定）が開かれ、それらの起点には馬場と呼ばれる参詣拠点があった。岐阜県における馬場（美濃馬場）は郡上市白鳥町の長滝白山神社・長瀧寺におかれ、同社の宮司家である若宮家の主屋は岐阜県重要文化財に指定されている。

郡上市では、中部縦貫自動車道や濃飛横断自動車道の全通を見据え、参詣道とその周辺エリアについて、白山信仰に関わる歴史文化・古道・民俗芸能・有形文化財・食文化・歴史的建造物等の資源、並びにエリア内の博物館・道の駅等の既存施設を結び付けて、「白山古道」としてブランディングする計画である。これにより、エリア価値を向上させ、インバウンドの受け入れ等により経済の好循環を生み出し、歴史文化の保全と地域再生を図りたいと考えている。

本事業では、「白山古道」エリアの入り口となる長滝白山神社の宮司家・若宮家住宅等を、文化財としての価値を保持しつつ地域再生につながる手法でもって、官民連携により保存活用する方法を調査する。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託仕様書」のとおり（以下「仕様書」という。）

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

#### (4) その他

主たる調査対象となる若宮家住宅の図面は 参照資料のとおり。

### 3. 担当部署

郡上市教育委員会事務局 生涯学習課（担当：松原）

〒501-4222 岐阜県郡上市八幡町島谷 207 番地 1

電話：0575-67-1128（直通） FAX：0575-65-2584

#### 4. 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、以下の条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内で本業務と類似の業務の受託実績があること。類似の業務の受託実績には、指定文化財（建造物）の保存活用計画の策定又は策定支援の実績を含むこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 郡上市競争入札等参加者選定要綱（平成29年郡上市訓令第8号。以下「選定要綱」という。）第4条に規定する資格者名簿に登録されている者（以下「名簿登載者」という。）であること。ただし、資格者名簿に登録されていない者については、参加申込書提出までに選定要綱に基づく審査を受けて資格者名簿に登録されることで名簿登載者とみなす。
- (4) 公告の日から契約締結までの間に、郡上市建設工事等契約に係る指名（入札参加資格）停止等措置要領（平成16年告示第139号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。
- (6) 郡上市暴力団排除条例（平成24年郡上市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 文化庁文化財建造物修理主任技術者講習会の修了者（以下、「文化財建造物修理主任技術者」という。）が在籍していること。
- (8) 主たる事業は再委託をせず業務を履行できる体制が整っていること。

#### 5. 実施スケジュール

	項目	期間等	備考
1	公募開始・質問受付開始	令和8年6月16日（火）	郡上市公式HPに掲示
2	質問締切	令和8年6月22日（月） 午後5時まで	電子メールによる ※質問票を送った旨を 電話連絡すること
3	質問に対する回答	令和8年6月26日（金）	電子メールで回答 郡上市公式HPで公表
4	参加申込・企画提案書受付 締切	令和8年7月2日（木） 午後5時まで	持参又は郵送
5	参加資格承認の可否通知 （審査日程通知）	令和8年7月3日（金）	電子メールによる

6	審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年7月8日（水） 午後	郡上市総合文化センター
7	審査結果通知	令和8年7月13日（月） ※予定	郡上市公式HPで公表 選定結果は電子メール 及び文書で通知
8	契約手続き	令和8年7月中旬（予定）	

## 6. 参加申込書兼誓約書の提出

「4. 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、各種書類は本市ホームページからダウンロードすること。

※ 郡上市ホームページ <https://www.city.gujo.gifu.jp/business/>

### (1) 提出期限

令和8年7月2日（木） 午後5時まで【必着】

### (2) 提出書類

#### (ア) 参加申込書兼誓約書【様式第2号】

複数事業体が共同してプロポーザルに参加する場合は、そのことが確認できる書類の写しも提出すること。

### (3) 提出部数

1部

### (4) 提出方法

持参または郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、書類の不着について、本市はその責を負わない。そのため、一般書留若しくは簡易書留など配送履歴が把握できる手段での提出が望ましい。

### (5) 提出先

「3. 担当部署」に同じ

### (6) 参加申込書提出に係る留意点

(ア) 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式第6号】を提出すること。

(イ) 1事業者あたり、提案は1件とする。

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和8年7月2日（木） 午後5時まで【必着】

### (2) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	会社概要書	【様式第3号】 ・会社概要パンフレットがある場合は添付すること。

		・共同企業体の場合は、それぞれの概要書を作成のこと。
イ	執行体制図	【任意様式】
ウ	類似業務実績書	【様式第4号】 ・新しい年度の実績から抽出し、最大5件まで記載のこと。
エ	企画提案書	【任意様式】 ・企画提案書は仕様書を遵守したものとし、評価基準に基づいた構成とすること。 ※ 事業実施のスケジュールを示すこと。 ※ 提案書の印刷はカラー、白黒を問わない。 ※ A4版とし、書式については特に定めのないものとするが、文字の大きさなど見やすさに留意すること。 ※ 表紙を除きページ番号を付し、30ページ以内に収めること。
オ	見積書	【様式第5号】 ・あて先は郡上市長とし、代表者印を押印のこと。 ・企画提案書の構成及び留意事項は、郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託仕様書による。

(3) 提出部数

各7部（正本1部・副本6部）

(4) 提出方法

「6. 参加申込書兼誓約書の提出」に同じ

(5) 提出先

「3. 担当部署」に同じ

(7) その他

提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

## 8. 公募に対する質疑応答

当プロポーザルの実施に関して不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和8年6月22日（月） 午後5時まで【必着】

(2) 提出方法

質問書【様式第1号】に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにより送信すること。メール送信後、質問票を送った旨を、「3. 担当部署」あてに電話連絡すること。

(3) 提出先

「3. 担当部署」に同じ

(4) 回答方法

質問者を伏せた上で、順次速やかに全ての質問者に電子メールで回答を行うとともに、本市ホームページ上に掲載する。最終回答日は令和8年6月26日（金）とする。

## 9. 選定方法

本業務の履行に適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公平に決定するため、「郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」においてヒアリング審査・評点を行い、総得点により契約候補者を選定する。

### (1) 共通事項

#### ① 実施順

企画提案書の受付順とする。

#### ② 選定方法

選定委員が評価項目及び評価内容別紙に基づき、点数をつけて審査する。

#### ③ 契約候補者の決定

審査の総得点が最も高い提案者を契約候補者として特定する。ただし、最高得点者が2者以上あるときは、選定委員会の審議により判定するものとする。また、企画提案書の提出者が1者の場合でも、審査の実施を経て契約候補者を決定する。

### (2) 審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

#### ① 目的

企画提案書の内容についてのプレゼンテーション及び選定委員による質疑応答の実施による審査

#### ② 実施日時

令和8年7月8日（水） 午後

※時間は後日お知らせします。参加事業者数に応じ、審査日程を変更することがあります。

#### ③ 実施場所等

郡上市総合文化センター 会議室 （岐阜県郡上市八幡町島谷207-1）

※詳細は審査日時と共にお知らせします。

#### ④ 実施時間

1者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）程度。

#### ⑤ 出席者

1者につき3人までとし、本業務の総括責任者は必ず出席すること。

#### ⑥ 資料等

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めない。

また、プレゼンテーション実施にあたり、パワーポイント等の使用は許可するが、その場合は、企画提案書に記載のない事柄は表示しないこと。パワーポイント等を使用する場合、プロジェクター（EPSON EB-L210SW／予定）、スクリーン（又は大型モニター）、HDMIケーブルは本市において準備するが、これ以外の機器は提案者が準備すること。なお、本市が準備したプロジェクターでデータが映し出されない場合でも、本市はその責を負わない。

### (3) 選定に係る留意事項

#### ① 審査は非公開とする。

- ② 総得点が一定得点以上の場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。
- ③ 審査結果は、すべての提案者に対し電子メール及び文書により通知する。なお、結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## 10. 見積書の提案限度額

10,550,000円（消費税及び地方消費税を除く）

## 11. 契約の手続き

仕様書及び企画提案書等の内容を基本に、本市と契約候補者が協議の上、郡上市契約規則（平成16年規則第48号）に基づき随意契約を締結する。なお、原則として契約候補者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を加除、変更する場合がある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

## 12. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (5) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

## 13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。但し、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。提出後に辞退届が提出された場合も同様とする。
- (4) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表または使用することはできない。
- (5) 企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。但し、本市は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、郡上市情報公開条例（平成16年条

例第10号)に基づき提出書類を公開することがある。

評価項目及び評価内容		配点
1.	事業を適正かつ適切に実施する実績と能力	40点
(1)	指定文化財(建造物)の保存修理と活用に関する関係法規を熟知しており、文化財の価値を損なうことがない修理・活用方法、及び官民連携による保存活用体制を提案することが期待できるか。	5点
(2)	歴史的建造物を官民連携で保存活用する業務の実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。歴史的建造物は、指定文化財であることが望ましい。また、本市で実施するうえで参考となる状況下の地域(人口規模、土地利用状況、過疎地域等)における実績であることが望ましい。	10点
(3)	業務の実施体制は、十分なスキルやノウハウのある人員が配置されているか。具体的には、文化財建造物修理主任技術者が1名以上、業務に携わることができる体制が整えられていること。	10点
(4)	業務の実施体制は、本市、地元住民、及び市内関係事業者や団体等と適宜打ち合わせ等を行える体制となっているか。	10点
(5)	提案内容全体及び事業スケジュールは、実現可能な内容となっているか	5点
2.	提案内容の有効性及び実現可能性	50点
(1)	対象地域の状況を踏まえ、若宮家住宅等を官民連携で保存活用し地域再生を図る計画を提案することが期待できるか。	15点
(2)	官民連携による運営を担う組織設立に向け、地元住民、及び市内関係事業者や団体等の機運醸成につながる検討会等を開催することが期待できるか。	10点
(3)	「白山古道」エリアにおける若宮家住宅の役割を的確に把握し、観光動態、社会動向等を踏まえたうえで、同施設の強みと課題を整理した提案となっているか。	15点
(4)	将来的には、本事業をモデルとして、全国への横展開が可能な視点と、市内の他地域でも応用展開できる視点を組み込んだビジョンや取り組みが示されていたか。	10点
3.	提案価格について	10点
(1)	提案内容に対して適切な見積金額になっているか。	10点
計		100点